

案 議会運営委員会で協議・検討を行う方法

項目	協議行程	要点	日程
<p><b>意見書・決議原案</b></p>	<p>議長 ↓ 幹事長会 ↓ 議会運営委員会</p>	<p>議長あて提出。 議案形式をとらない 提出者1人から可</p> <p>提出があった旨、報告(協議しない)</p> <p>提案会派・(無所属議員提案分)議運委員長より趣旨説明。 その後、持ち帰り検討</p>	<p>招集告知日 (内示会日)</p>
<p><b>提案個所に差し戻し</b></p>	<p>議会運営委員会 ↓ YES 議長に提出 ↓ 本会議(討論・採決)</p> <p>NO ↓</p>	<p>採否すべきか協議・検討。 (<del>文案調整</del>) 全会一致により決定</p> <p>議長あて議案形式をとる 提出者・議会運営委員長 賛成者・議会運営委員全員</p>	<p>(会期中) 初日</p>
<p><b>意見書・決議原案</b></p> <p><b>提案個所に差し戻し</b></p>	<p>議長 ↓ 幹事長会 ↓ 議会運営委員会 ↓ YES 議長に提出 ↓ 本会議(討論・採決)</p> <p>NO ↓</p>	<p>会期中の提出も可とする。 提出される毎に協議するものとする。</p>	<p>本会議会期中、幹事長会・議会運営委員会を開催する。</p> <p>(最終日)</p>

【メリット】

- ・ 議会運営委員会での協議とすることで、現行の枠組みの中で行うことになり、即実行できる。
- ・ 一会期中に結論づけしていくことで、時期を逸しないで協議できる。

【デメリット】

- ・ 無所属議員が協議に基本的に参画出来ない。(賛同する会派が協力することで解消できる。)